

結

ゆい

ヨーロッパ先進国では1970年代から政党クォータを導入して意図的に女性議員の割合を上げてきた。民主主義の根幹を問う「変革」である。日本とあまり大差がなかったフランスでは2000年に「パリテ法」を男性議員の発議によって成立させその後の選挙で女性比率は4割まで高まった。先進国で最も比率が低い日本、韓国のご二分の一で10%ほどにとどまっている。国際的な批判もあって遅まきながら2018年に日本版パリテ法が成立、選挙で各党に対応が問われることになった。各党には女性立候補者を半数にするとか、立候補者名簿順を男女交互にして有権者に示すなど分かり易い姿勢を示してほしいものだ。市民と手を結んだ女性議員の活躍で「戦争一路」の道にストップをかけようではないか。

近森泰彦

2020年3月23日 発行：ユニオンと連帯する市民の会 「結」編集委員会

第20号



「関西生コン事件を考える」(2月16日)検証シンポジウム

- 「ユニオンと連帯する市民の会」と共に歩んだ道…………… 近森泰彦…………… 2～3
- 1月1日「労働組合つぶしの弾圧を許さない元旦行動」…………… 植木日出男…………… 4
- 弾圧に抗し、共闘拡大でユニオン運動の飛躍を…………… 元座 毅…………… 4～5
- ツイッターを使った労働組合の宣伝について…………… 花柳志保…………… 5～6
- 愛知連帯ユニオンの労働委員会の取り組みについて…………… 元座 毅…………… 7
- 共謀罪と労働運動(三)…………… 木村直樹…………… 8
- 「表現の不自由展・その後」中止を巡る権力介入・市民抗議電話に
 対応した自治体労働者の「感情労働」の危機…………… 小野政美…………… 9～11
- ユニオン学校「自己責任」ではなく「社会的・構造的な変革」へ…………… 鈴木明男…………… 12
- 学習会「パワハラ防止法をユニオン活動にどう活かすか」報告…………… 石田好江…………… 13
- 活発な意見で盛り上がったコミュニティユニオン東海ネットワーク
 交流会議…………… 近森泰彦…………… 14
- 安倍政権の打倒を誓い合った「人民の力 新春の集い」…………… 佐伯昭二…………… 15～16

「ユニオンと連帯する市民の会」と共に歩んだ道

2020年2月 近森泰彦

1. はじまり～個人加盟労働組合「ATU」の発足まで

2004年暮れ、トヨタ自動車に勤める若月さんから私や桜井さんに「個人加盟の労働組合をつくりたい」と話があった。中電人権裁判で世話になった中谷弁護士に相談し、有志弁護士のサポートも得てすぐに労働組合結成勉強会を始めた。月1回の集まりを1年ほど続け準備万端整えたうえで2006年2月22日、結成総会を行い、委員長に若月さんを選出した。トヨタ自動車、デンソー、アイシン、ジェイテクト4社の現役労働者が呼びかけ正規、非正規を問わず、パート、期

間、嘱託、管理職、派遣などトヨタ関連で働く労働者が一人で加入できる個人加盟の単一組織「ATU」（全トヨタ労働組合）として発足、翌日県庁の記者クラブで記者会見を行った。新聞数紙がベタ記事で取り上げてくれた。



2. 「ATU」結成後、「レイバーノーツ」・デトロイト大会に参加

「ATU」結成直後の2006年4月、「レイバーノーツ・デトロイト大会」に、東京の実行委員会から声をかけていただき、故・坂喜代子（女性ユニオン）鈴木明男（健康センター）と近森（ATU）が愛知から参加した。

デトロイト大会は労働者の為の自覚的な労働運動をつくるという意気ごみに燃えた1000人をはるかに超える大きな集会になった。私は自動車分科会でATU結成の経緯と活動を伝えた。とりわけ「内野過労死裁判」に関心が集まり、多くの方々から励ましと裁判長宛の署名をいただいた。ATU結成後、ヨーロッパやアメリカの自動車労働者か

ら交流を求める声をかけられた。若月委員長あてに、「ヨーロッパではトヨタ労働組合の交流を半年に一度行っている。ATUの状況を伝えてほしい」などメールも寄せられた。

ATUの出現に驚いた全トヨタ労組は委員長名で全組合員に「私たちと基本的な考えが全く異なる団体、私たちの労使相互信頼・労使相互責任を根本から否定する組織であり、組織を守るという気概を！」と激を飛ばした。トヨタ労連（30万人）の大海の中でマイクロ組織として発足したATUであったが、風評は波紋のように広がった。

3. 「佐高信講演会実行委員会」の立ち上げから「ATUサポート組織」の結成まで

トヨタ関連で初めて労働者の立場に立った組合をサポートするために知人、友人、仲間、関連組織有志による相談を呼びかけた。集まったメンバーの総意と弁護団のサポートを得て佐高信さんに講演依頼の手紙を送った。佐高さんは気持よく趣旨を理解して下さったので早速「佐高信講演会実行委員会」を立ち上げた。実行委員会は回を追うごとに

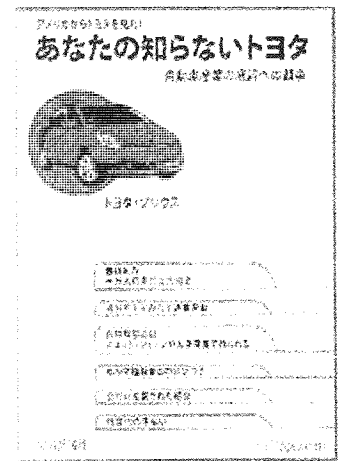
参加が増えて賛同の輪が広がった。2006年12月、安城市民会館でひらいた佐高信講演会は100名目標に対して230人も参加者があった。これは実行委員会に加わって下さった人々が自分の属する組織などでも「実行委員会」をつくるという創意が功を奏したと思われる。

4. 「ATUをサポートする市民の会」の結成

佐高信講演会の後、ATUサポート組織づくりに取り組みほぼ1年、準備を重ねて2008年2月に「ATUをサポートする市民の会」を立ち上げた。中京大猿田教授と中谷弁護士が代表者、近森が事務局長に就いた。

2008年4月、ニューヨークに本部をおくNLC（ナショナル・レーバー・コミッティ）から依頼を受けて愛知県内のトヨタ調査（訪問対話）計画をたてて彼らと行動を共にした。カーナガン代表は内野裁判原告の内野博子さんをアメリカに呼びたいと望んだが実現はしなかった。ニューヨークでだされた報告書は世界に広がった。私たちは日本語版『アメリカから見た！あなたの知らないト

ヨタ』を出版し地域で多くの方に読んでいただいた。同年10月、リーマンショックが愛知の自動車産業を急襲、仕事と住いを奪われたトヨタ下請け労働者が生活保護活動で実績のあるユニオンや市民諸団体のメンバー頼って中村区役所になだれ込んできた。「市民の会」のお付き合いも広がった。



5. 「ATUをサポートする市民の会」の多彩な活動

2008年2月から2014年まで機関紙「れいめい」を30号まで発行。2009年にトヨタのおひざ元、西三河で起きたことは西三河で解決を目指すという目的で「西三河ネット」を立ち上げた。またユニオンなど15団体から参加者を得て争議支援と毎月1回の名駅前街頭宣伝を「ユニオン共同行動」として始めた。

2011年に「ユニオン東海ネット」に加

わり2015年の「ユニオン全国交流会・刈谷」の実行委員を務めた。また、同年に「東海地域外国人支援ネットワーク（TOMSUN）」立ち上げに加わりその後役員を務めた。2015年、私が食道ガン手術で体力を失ったこともあり、「西三河ネット」以下の活動は残念ながら休止を余儀なくされたままである。

6. 「ATUをサポートする市民の会」から「ユニオンと連帯する市民の会」へ

「ATUサポート市民の会」は、さらに共同の取り組みを前進させるためには組織的な取り組みを広げる必要があると考えようになった。木下武男さんは「越境の思想」と呼んでいたが、多くの団体・個人が境を越えて参加できる組織に発展させなければな

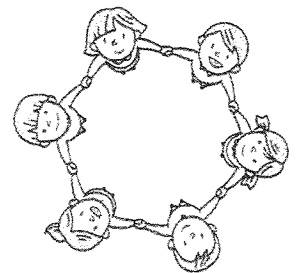
りません」と、運営委員会での議論をまとめて会の副代表故・杉山直さん（三重短大准教授）が総会で発言してくれた。そして、2014年2月、第7回総会で、「ATUサポート市民の会」を「ユニオンと連帯する市民の会」に改称した。

7. 「ユニオンと連帯する市民の会」の活動の始まり

2014年に共謀罪法の強行採決をストップさせる運動体（現、「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」）が結成され「市民の会」は当初から運動に加わった。

今回、「ATU」結成から「ATUをサポートする市民の会」を経て、「ユニオンと連帯する市民の会」結成までの12年間の取り組みを概略的に紹介しました。紙数の関係で

細部に亙って書き記すことはできませんでしたが前半部の報告とします。「ユニオンと連帯する市民の会」結成後の活動から「関西ナマコン弾圧を許さない東海の会」までを改めて紹介させていただくことにします。



1月1日「労働組合つぶしの弾圧を許さない元旦行動」

—大阪府警グルグルデモは、約400名の参加

1月1日に開催された「労働組合つぶしの弾圧を許さない元旦行動—大阪府警グルグルデモ」には約400人の参加者が結集した。滋賀・京都・兵庫・大阪など関西各地の参加者に加え、「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会」からも代表者などが駆けつけた。



長期勾留中の2名の早期奪還を決意

主催者として「労働組合つぶしの弾圧を許さない実行委員会」の樋口実行委員長が挨拶した後、関生支部坂田副委員長から支援へのお礼と経過報告、闘う決意が表明された。さらに、「京滋の会」「東海の会」、若狭の原発を考える会、自治体議員などから連帯挨拶。

なかまユニオンが呼びかけた会場カンパも多数寄せられた。

ロックアクションの即興での演奏、郵政ユニオンや辺野古に絶対基地を作らせない大阪行動の有志による替え歌で盛り上がり、全労協、港合同と発言が続いた。

大阪府警の周囲をデモ行進

集会后は、大阪府警をぐるりと一周する包囲デモで抗議の声を上げ、大阪城公園に来ていた人々からも大きな注目を浴びた。

デモ行進後、主催者から行動の提起があり、

一年のスタートにふさわしい元気の出る行動になった。



弾圧に抗し、共闘拡大でユニオン運動の飛躍を

愛知連帯ユニオン委員長・関生支部執行委員 元座 毅

昨年2019年は、「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会」を支えて頂き、大変ありがとうございました。

関西生コン弾圧は、現在まで18件、延べ逮捕者89人(57個人)、起訴者は延べ67人に及ぶ「戦後最大規模の労組への刑事弾圧」

(労働法学会有志声明)です。炭労や国労への攻撃が数十万人の組合にかけられた攻撃であること比して、1000名程度の関西生コン

支部にかけられたこの弾圧が、いかに異様なものであるか明らかです。逮捕や起訴の理由たるや、ストライキの平和的説得活動を「威力業務妨害」、コンプライアンス活動やそのピラ卷き



を「恐喝未遂」「威力業務妨害」、解決金の取得を「恐喝」、非正規労働者の正社員化を求めることや反社会勢力を利用する企業に謝罪を要求することを「強要」、現場に行かない組合役員はその「共謀共同正犯」としています。労組法無視にとどまらず、およそ刑事事件にはなりようのない案件での弾圧を繰り返しています。警察官は「上（警察庁）の指示だから何でもできる」と言い放ち、家族に組合脱退を強要。保釈された組合員も、組合事務所への立ち入り禁止と組合関係者との接触禁止が保釈条件になっており、権力の組合活動潰しの狙いが明白となっています。

弾圧に乗じて、大阪広域協同組合（使用者団体）とそれに服従する労組が組合員の在籍する輸送会社を使用しないように圧力をかけて倒産させ、組合拠点の生コンプラントに原料を売らずに協組から排除するなどの社会的な不当労働行為が行われ、組合員の過半数が職を失い、心ならずも組合を脱退しています。

このような中で、関西では「大弾圧を許さ

ない実行委員会」が労組団体と市民団体の共闘で結成され、昨年11・16には1200名、今年元旦には400人で街頭抗議デモが組織されました。弾圧に反対する支援組織は、東海、東京、静岡、四国各県、長崎、山形、長野へと広がる勢いです。当初、サンケイ新聞の警察報道以外は沈黙していたマスコミも、124名の自治体議員声明と労働法学会78人の有志声明が出されるに及んで、沖縄タイムズ、東京新聞、朝日新聞、京都新聞などが弾圧に批判的な記事を掲載するに至りました。弁護団の奮闘もあって、武委員長と湯川委員長も間もなく取り戻すことができそうです。他方、関西生コン型の弾圧は次第に他のユニオンに対しても影響を及ぼしていくでしょう。女性ユニオン東京が支援したマタハラ裁判では、原告の労働者の記者会見が企業への名誉棄損であるとして東京高裁により損害賠償を命じる判決が出されています。私たちは、団結と連帯を拡大し、ユニオン運動をより力強い新たな次元の運動へと飛躍させていかなければならないと思います。

ツイッターを使った労働組合の宣伝について

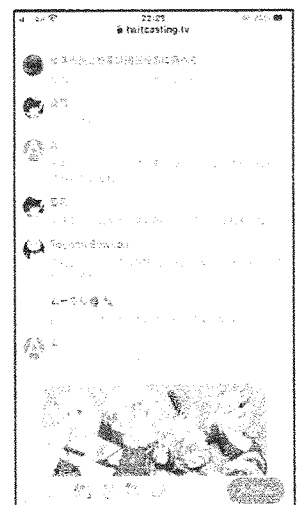
花柳 志保

ユニオンと連帯する市民の会では、労働組合についての宣伝活動を行っています。その中で、私は特に、ツイッターを使った宣伝活動に取り組んでいます。宣伝内容は、労働組合のことだけに限定されるものではなく、いろいろなイベント、ネットのニュース、新聞等の紙媒体についても取り上げ、できるだけ多くの方々に情報を知っていただけるように努めています。

ツイッターの良い点は、普段は出会えないような方々に、いろいろなことをお知らせしたり、また逆に情報をもらうことができることです。もらった情報を、また拡散して他の方々にお知らせすることもできます。

私のフォロワー（友達）は1200人ぐらいですが、書き込みを最高で272万人に見てもらったことがあります。

最近ツイッターで、「会社に妊娠を報告したら、社長から減給と、法に触れない範囲での対処を提案されました。妊娠による減給は違法ですし、対処って...これは罰なのでしょうか。部長の肩書きまでくれたのにもう「用無し」と言われた気分です。言われてから数ヶ



月間耐えてきたけど限界です。」という書き込みを目にしましたので、「お近くの1人でも入れるユニオンや、労働組合に相談して見られることをお勧めします。ユニオンや、労働組合相手だったら、団体交渉と言って、会社は必ず交渉に応じなければならないことになっています。ユニオンや組合と話し合っ
て、どこをどんなふうに戦えばいいのか教えてもらってくださいませ」と返信したところ、52493人がこの返信を目にしました。

妊娠したから減給処分と言うのは、明らか
なマタハラです。しかし若い世代には、その
ことが分かりません。わからないので、それ
を受け入れてしまいます。相談する場所もわ
からず、泣き寝入りしているというのが現状
です。現在、多くの方々は、労働組合の存在

や、労働組合が相談できる場所であることを
知りません。

そこで私たちユニオンと連帯する市民の
会では、月一回を目標に、ビラをまいて「労
働組合に入ろう！」という街頭宣伝をするこ
とになりました。多くの方々に、「労働組合
とは何か」「自分の権利を守るためにはどう
すればいいか」を知らせることは急務です。
泣き寝入りしてしまうと、不当労働行為が慣
習になり、力を持ってしまおうでしょう。その
ようなことは許されません。労働者の権利が
ないがしろにされている今こそ、私たちは横
につながり、戦う必要があると思っています。

皆さま、これからも応援よろしく願
いいたします。



『労働組合やめろって警察に言われたんだけど
それってどうなの? (憲法28条があるのに…)』と
いう、長い名前の本が発売になりました。連帯ユニ
オン、葛西 映子、北 建一、小谷野 毅、里見 邦雄、
熊沢 誠、海渡 雄一、鎌田 慧、竹信 三恵子(著)、
旬報社刊。1300円+税。

本書は、連帯ユニオン関生支部の役員、組合員ら
のべ89人逮捕され、のべ71人起訴され、1年半に
わたって身柄拘束で自由を奪われている人もいる事
件(通称・関西生コン事件)をテーマにしています。

本書は漫画家・葛西映子さんのストーリー・マンガ
で始まります。主役は関生支部組合員のオンちゃん、
その妻ユニちゃんという猫たち。暴走する警察に一部
マスコミが加担して作り上げられた「警察ストーリー」

をまず描き、「実際」(実録バージョン)と対比し、世界の組合もコンプライアンス活動も紹
介。まずはとにかく、これを読んで下さい。

宮里邦雄弁護士、労働運動研究者の大御所・熊沢誠甲南大学名誉教授、海渡雄一弁護士の
論稿をはじめ、鎌田慧さん・竹信三恵子さんの対談などが満載。資料として、労働法学会有
志78人の声明、自治体議員124人の抗議声明なども収録されています。

お問い合わせ:「関西生コン労組潰しの弾圧を許さない東海の会」ウェブサイトの「お問合せ
フォーム」からお問合せ下さい。

愛知連帯ユニオンの労働委員会の取り組みについて

愛知連帯ユニオン委員長・関生支部執行委員 元座 毅

1、現在の取り組み

愛知連帯ユニオンでは、現在6件の不当労働行為救済申立を行っています。うち3件が生コンミキサードライバー職場の事件、残り3件がトラックドライバー職場の事件です。生コンミキサー職場の事件は関西生コン弾圧に乗じた労働協約の破棄や支配介入に対して争われています、現在、6件中2件が命令待ち、2件が使用者側審問、1件が労使の審問を残している状況です。この間の審問の際は「市民の会」の皆様方の傍聴、大変ありがとうございました。

愛知連帯ユニオンの不当労働行為申立は毎年、愛知県労委への申立ての半数くらいを占めてきました。私たちの申立件数が多いのは、第1に、職場に組合をつくって組合員を残そうと思えば、不当労働行為と厳しく対決することが求められるからであり、第2に、団体交渉に就業規則や文書を出さない、団交で平気で嘘をつくといった使用者側の不誠実な態度が常態化しているためです。

2、愛知県労働委員会の問題点

多くの共闘の皆様が指摘し、名古屋越冬交渉では直接に批判したところでもありますが、愛知県労働委員会の審査委員（公益）委員には、労働法学者や労働弁護士が皆無で、ほとんど労働運動の素人、事案の核心に迫ることができていません。愛知県は「公平性を担保するため」等、その理由を回答していますが、全国では労働法学者が公益委員に入っていることが少なくないそうです。そもそも、労働委員会は不当労働行為を迅速に救済する機関であり、「公平に」仲裁する機関ではないはずです。私たちが取り組んでいる案件では、公益委員の酒井一関大教授が審問で組合役員の逮捕歴を質問するなどのとんでもないことがあり、県に強く抗議をしたところでもあります。

愛知県労委は事務局主導で運営されています。個々の事務職員は親切な人も少なくないとはいえ、命令を決断をする決意は見えてきません。連合の労働側委員は、事件については親身になってくれる人も複数いますが、最

近は労働争議の調整をしたことのない人が増えたようで、和解案などを積極的に提案する人は減りました。

このような状況で、労働委員会の調査期日も間延びし、労働委員会が現場調査の権限を行使することもなく、審問で嘘を言っても罰則の適用もなく、「不当労働行為の迅速な救済機関」としては機能していないのが現状です。

3、本来、労働委員会とは・・・

労働委員会とは、労働組合法に規定された「不当労働行為に対する迅速な救済機関」です。労基法違反があれば労働者は労働基準監督署に赴くように、組合を作って不当労働行為があれば、即、労働者が訪問して口頭でも不当労働行為を訴えられたのが本来の労組法上の労働委員会の位置付けであったと思われれます。

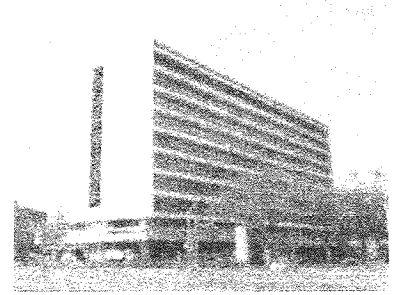
日本の労働運動史上、労働委員会の命令は、かつてはそれなりの大きな意味を持ってきたと思います。しかし、1980年代にはじまった国鉄の分割民営化における国労への採用差別・不当労働行為事件については、労働委員会の20件を超える不当労働行為の認定を、東京地裁が悉く退けました。そのことによって労働委員会はそれまでの制度上の権威を喪失してしまっているのが労働委員会の現状ではないでしょうか。

私たちは、このような労働委員会の現状に踏まえ、労働運動における労働委員会闘争の新たな位置づけと活用を実現していかなければならないと思います。

<スケジュール>

3月24日13:30～

小西生コン 社長への審問



共謀罪と労働運動（三）

木村直樹

関西生コン支部裁判の傍聴を続けているが、「犯罪性」や「違法性」がなかなか出てこない。元関西生コン支部コンプライアンス活動の責任者のひとりで、検察と司法取引が疑われるKが「犯罪」であると思っていたと語ったことぐらいである。

関西生コン支部内部では反省点もあるかと思うし、コンプライアンス活動のマニュアル化の弊害などもあるかもしれないが「何が違法か犯罪か」という視点が重要ではないか。

12月24日の大津地裁では検察は関西生コン支部の「組織性」と「共謀性」を立証する姿勢を表明した。「組織性」を問うとは何ということをするのか。優れた労働組合や団体は「組織性」を十二分に発揮しているのは当然である。それ以前には「組織性」と「共謀の構造」を立証すると嘯いた検察はこの日はこのように言った。裁判長は「違法性」を見てゆくという。

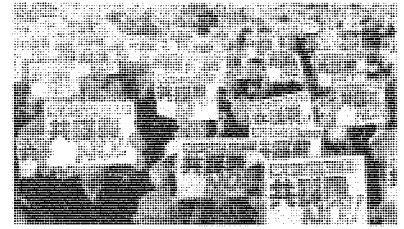
1月14日の大阪地裁は武委員長による関西生コン闘争史の学習会のようなものだった。ストライキの「指揮」をしたのではという検察の問いに、武委員長は現場に任せているから、「指揮」していないと「共謀罪」に嵌められない応答をした。

検察は焦りからか、今回の事件を本当に「権力弾圧」と考えているのかと訊いた。逮捕して奪った手帳類からあれこれ探そうとしても、武委員長は適宜反論し、「関生支部は何度も権力弾圧を受けていて、法律に違反してなくても権力を使って弾圧して資本に有利にする」と告発した。裁判長も検察官のヒートアップに制止をかけた。

不法な捜査や逮捕、起訴を続けられるのは分裂期の共産党の関わった「練馬事件」で、「共謀に参加した事実が認められる以上、直接実行行為に関与しない者でも、他人の行為をいわば自己の手段として犯罪を行ったという意味において、その間刑責の成立に差異を生ずると解すべき理由はない」とした最高裁大法廷判決（昭和33年5月28日）があり、その共謀共同正犯論以上に今は共謀罪があ

ると考えているからだろう。

「組織的な」の一言を起訴状に入れるだけで、「組織的



な威力業務妨害」、「組織的な恐喝」など組織対策処罰法に277の犯罪項目で「共謀罪」は成立するからである。

永嶋弁護士も「加茂生コン事件は「強要」未遂の罪名で起訴されたが、警察は「組織的な強要」の未遂で捜査を開始し、検察の冒頭陳述や請求証拠も「組織的な強要」の未遂を意識している。「組織的な強要」の共謀は共謀罪（組対法6条の2第1項2号）の対象である。現時点では共謀罪の適用はない。しかし、正社員化を要求したり就労証明を求めようとする組合内部の議論自体が共謀罪によって処罰される構造は出来あがっている」（「コモンズ」1月10日号）と述べる。この加茂生コン事件（村田建材事件）で逮捕された安井執行委員は刑事から「安井さんはいいんだ、誰に指示されたかだけ言ってくれ」と述べたという。

岸家を通すと宇部興産や系列の琉球セメントにつながる安倍総理や麻生副総理（元麻生セメント社長、生コン議員連盟51人の会長）は、セメント業界や辺野古埋め立ての邪魔者を排除することに「指示」を与えていないだろうか。

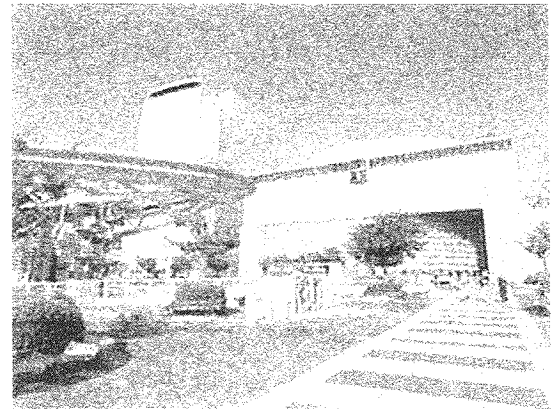
かつて組合員約3,500名、共産党員約500の拠点、運輸一般関西生コン支部の産業別労働運動や底辺を支える運動のみならず全港湾大阪支部と共闘してすすめる辺野古埋め立て反対などの行動は際立つ。

80年代初頭、日経連会長大槻文平（セメント協会会長、三菱鉱業セメント社長）が「関西生コンの運動は資本主義の根幹にかかわる」と言ったのは、この労働運動を階級闘争としてだけでなく、事業協同組合と連携する産業政策運動を日本では稀有な体制変革運動と見たからではないだろうか。

「表現の不自由展・その後」中止を巡る権力介入・市民抗議電話に应对した自治体労働者の「感情労働」の危機

愛知県元小学校教員 小野政美

2019年8月1日の「あいちトリエンナーレ」開幕以来、私は、「表現の不自由展・その後」（以下「不自由展」）中止・再開に直接関わってきた。署名運動、連日のスタンディング・各種集会、『不自由展』検証委員会・「国内・国際フォーラム」にも参加し発言した。再開後1週間は、「右翼」・「ネトウヨ」等に連日対応した。「不自由展」展示への権力介入と「感情労働」の凄まじい実態を愛知県の自治体労働の現場から報告する。



1. 「表現の不自由展・その後」抗議電話対応職員の「感情労働」の危機的状態

(1) 「何で韓国的高级売春婦なんか出さなきゃならないの？日本で。あなた韓国人？」「在日？」「いえ違います…」年配の女性の声。「平和の少女像」について、男性「これからも展示するつもりか？」「本当に無神経なやつだな、おまえは！そんなことも分からんのか、バカヤロー！」などと担当職員を罵倒した。音声には、男性が職員に「ふざけんじゃねーぞ。ぶっ殺すぞ、この野郎」、「お前の名前をネットに挙げるぞ」、「お前の母親の写真を燃やすぞ」、「日本人なのか？」、「力づくでやるしかない」と詰め寄る様子も残されている。電凸抗議の5割は『平和の少女像』、4割は昭和天皇を描いた版画を燃やすなどの映像を含めて構成されていた大浦信行映像作品『遠近を抱えてPart II』だった。8月1日開幕直後、展示への「電凸（でんとつ）」と呼ばれる電話での集団抗議が殺到した。10人ほどの県職員では対応が追いつかなくなり、抗議のメール・FAXも殺到、事務局への抗議電話で7月31日午後には電話回線がパンク状態になり業務が行えなくなった。SNSでも「電

凸」が殺到し炎上した。抗議電話は、対応した事務局担当職員のみならず、会場の愛知県美術館、愛知県庁120所属部署にメール、電話、ファクスによる電凸攻撃が行われ、愛知県庁各部署・協賛企業にも及んだ。ガソリンを撒くぞという「京アニメ」事件を匂わせたファクスを契機とした中止決定は、「ネトウヨ」や「普通の日本人」の抗議を誘引した。

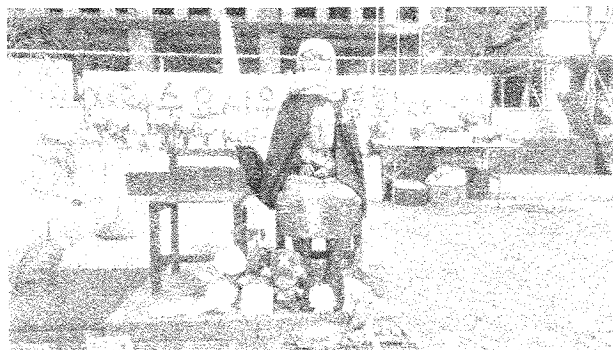
(2) 自治体職員の「感情労働」の対象である「不自由展」への抗議電話は1カ月で3936件、メールは6050件、ファックス393件だった。9月以降も続き、3日間で2900件に上った。「不自由展」関連ツイートは、何と約957万件。職員たちは対応を続け疲弊していった。抗議電話への愛知県・実行委側の対策のまずさが対応職員を疲弊させた。「不自由展」への抗議電話への自治体職員の対応はどうだったのか。県幹部は「抗議の街宣車は想定していたが、組織的に電話が来るとは」と言うが、8月3日に「安全確保」を理由に、企画展の中止を発表。結果的にネットの炎上をあおった勢力の狙い通りになった。

2. 「表現の不自由展・その後」中止・再開をめぐる本質的問題は何だったのか

(1) 「不自由展」で主に攻撃されたのが、性奴隷（日本軍「慰安婦」）をモチーフにした「平和の少女像」とともに、天皇裕仁・天皇制をモチーフにした作品だった。河村名古屋市長は、10月8日は、「日本国民に問う！陛下への辱を許すのか！」と書かれたプラカードを手に、再開に抗議して会場前で座り込んだ。今回の攻撃の本質には、日本社会は現在もなお、「天皇制」を自由に表現できないこと、植民地支配・日本軍「慰安婦」・南京大虐殺等への歴史修正主義・歴史捏造がある。「表現の不自由展・その後」中止は、電凸攻撃や脅迫、「安全」・「秩序維持」・「反日」によって中止に追い込めるという前例や自主規制を誘導する右翼的勢力の「成功体験」を与えた。「不自由展」中止の背景には、「嫌韓」ヘイトスピーチの執拗な攻撃、「反日日本人・マスコミ」等、週刊誌・雑誌・新聞など「反日」という言葉が溢れかえる現実がある。権力の介入に呼応して展示中止を求めて攻撃した人々と「不自由展」再開後の会場に抗議に来た人々の多くは、「右翼」とともに、50代・60代70代の「普通の日本人」だった。

(2) 萩生田光一文科相は、「不自由展」再開後すぐ、「申告すべき事実を申告しなかったという手続き上の理由」で、「あいトレ」補助金約7800万円を不交付にした。事実上の「事後検閲」であった。文化庁所管の日本芸術文化振興会は、「公益性の観点から不適當」の判断で助成金支給を取り消す可能と要綱を改めた。大村秀章愛知県知事は、文化庁決定に補助金適正化法に基づく不服申し出を行い、国と裁判で争う手続きに踏み切った。憲法21条の「表現の自由」を強調し、最終日までの7日間、全作品を元通り展示し、暴力や政治介入に屈せず、

再開決断した大村愛知県知事は評価される。その後、川崎市での日本軍「慰安婦」論戦ドキュメンタリー映画『主戦場』中止（映画祭最後に再開）、「伊勢市美術展覧会」で、市・教育委員会が「平和の少女像」の写真を使った作品を展示不許可にした。ウィーンで、日本との国交150年の記念事業の芸術展についても日本大使館が公認を取り消した。

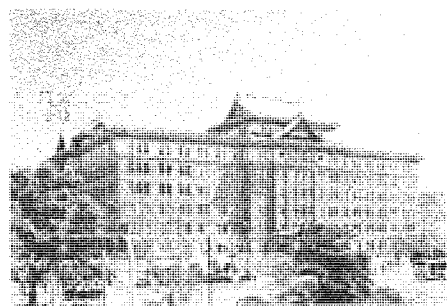


(3) それでも、「不自由展」を再開できたのはなぜか、誰が、何が再開させたか。「表現の不自由展・その後」実行委員会、「不自由展」企画に参加した作家たち、抗議の展示中止で連帯した海外作家たち、自主的に多彩な議論の場を作り抗議・再開運動を行った若い日本の作家たち、連日の会場前市民スタンディング、市民の全国署名運動3グループ（合計、5万人超）、河村名古屋市長への抗議行動、大村愛知県知事への再開要請行動、現地集会、院内集会等、数多くの多彩な団体の抗議・再開要請声明、中止撤回仮処分申請再開仮処分和解成立、テレビ・新聞などメディアの取材報道など、さまざまな人びとによる闘いは、「表現の自由」への権力的介入という戦後最大級の表現の自由への弾圧に抵抗する闘いであり、「表現の不自由展・その後」の中止への抗議再開運動は、「表現の自由」への行政権力の介入への共同の闘いの勝利であり、歴史に残る勝利経験であった。

3. 「表現の不自由展・その後」抗議電話への愛知県・実行委側の対策のまづさが対応職員を疲弊させ、職員の「感情労働」の危機を招いた！

(1) 「不自由展」実行委員会は、企画開催

の事前打ち
合わせで、
企画当初か
ら予想・懸
念し愛知県
側に協力・
提言した。



抗議の最前線に立つ職員・展示会場内のボランティア監視スタッフへの事前研修、街宣車には警察と連携して対応、電話は対応マニュアルで対応、全通話の電話番号が把握でき録音機能付き電話の用意などの対策、対応職員の専門化、女性スタッフの安全確保、職員の燃えつきを防ぐ研修とケア対策等を提言していた。8月2日深夜の会合での、女性は配置しない、専用電話回線を準備、電話対応職員の事前研修などの提言に対して、「新しい人員補充や交代は困難」と受け入れられなか

った。

(2) 事務局への抗議には、「死人が出るぞ」とか、「殺すぞ、この野郎」のような暴力をほのめかす内容も含まれ、対応した職員の中には、精神的なダメージを受けて業務を続けられなくなった人もいた。「感情労働」は、相手のどんな非常識なクレームや嫌がらせに対しても、自分の感情を押し殺し、礼儀正しく振る舞うことが要求され、感情の抑圧や忍耐がストレス・トラウマ等の原因となる。「不自由展」中止・再開をめぐって、抗議電話や抗議に対応した自治体労働者の「感情労働」は、まさに危機的状態であった。「あいトレ」実行委員会、大村知事と津田芸術監督の対策は全く不十分で、8月1日午後途中から、名前を名乗りたくない職員は電話に出ない対応に変更しただけだった。

4. 「感情労働」の危機を招かないための提言

今回の「不自由展」の経験から、自治体労働者の「感情労働」の危機を招かないために何が必要なのか。

- ① 議の最前線に立つ職員・展示会場内のボランティア監視スタッフへの事前研修、
- ② 暴力的攻撃には警察と連携して対応、
- ③ 対応マニュアルでの電話対応、
- ④ 全通話の電話番号が把握できる録音機能付き電話の用意、
- ⑤ 対応職員の専門化、
- ⑥ 特に女性スタッフの安全確保、
- ⑦ 職員のケア対策、
- ⑧ 警備マニュアル・警備連絡網の確立等を提言したい。

* (『季刊 働くもののいのちと健康』「いのけん全国センター」編集発行)
NO.82 2020.1 冬季号所載より転載)

ユニオンと連帯する市民の会第13回総会ご案内

下記日程にて第13回総会のご案内をいたしますのでぜひご参加ください。

日 時：3月28日(土) 15時～

ところ：労働会館本館 2F会議室

大学生が抱えるフラックバイトの実態

愛知健康センター事務局長 鈴木明男

1月31日 ユニオン三重書記長神部 紅氏にユースユニオンの話を聞いた。

神部さんは37歳独身、私の息子と同じ年代だ。

学生や若者の直面しているアルバイトなど現場で直面しているリアルな問題を本人と一緒に立ち向かってきた体験を歯切れのいい口調で終始うなずきながら聞いた。

聞き手は還暦・古希、それ以上の受講者が大半だったが、これからの労働運動は厳しいがその中に明るさを感じるいい話だった。



今の若者は自分の悩みを誰かに相談したり、頼ったりできない環境となっている。だから「自分で何とかします」「自分の責任だから」と周りに助けを求めたり声を上げたりしない。困っているのに素直に表に出せない。

通勤電車の中でも「周りのお客様のご迷惑とならないように」とのアナウンスが流れるように日常的に自己主張を押さえる「訓練」させられている。

声を上げることの大切さ、つまり神部流に言えば「発声練習」が必要だという。おかしいことは「おかしい」とNOなら「NO」と声を上げることのできる雰囲気、我々が後継者に伝授してこなかった責任を感じながら聞いた。

そして今、若者たちが一人でも加入できるユースユニオンをつくり、受け入れる場を広げていることに感動した。

若者たちが「声を上げれば変えられる」「人に頼っていいのだ」という環境、場が生まれたことに励ましをうけた。困難に直面したとき純粋な若者は「自己責任」に足を掬われついでいまい。神部さんは若者たちを喰い物にする経営者とのたたかいで目覚めた若者たちの集団を地域で共同して広げたいと結んだ。

憲法25条の生存権は「社会全体で保障すべきこと」という考えを実践している活動に感銘を受けた。健康センターの取組にも大いに活かしたいものだ。

「新自由主義」の下で30年の歳月が流れた。「力あるものの金儲けの自由」が行き渡り働く者の処遇や権利は切りとられてきた。「小さな政府」の下で重要法律は「閣議決定」、モリ・カケから「桜」へと政治の私物化が次々と明らかになっている。

少子高齢化は「自己責任」によるではなく非正規労働者の増大にある。若者が奨学金返済に追われ結婚できず、中高年者は収入減、高齢者は減額年金。このようにしてつくった金が大企業と大金持ちに流れる仕組みが出来上がった。

労働者は評論家ではない。理不尽な事実を変えるために声を上げなければならない、行動しなければならない。神部さんのサポートでアルバイト職場の不正を追及し改善させたさ女子大学生の体験談にも励ましを頂いた。「ささやかな勝利の積み重ね」で自信を育む体験を若者たちと共に行っていききたいという結びの呼びかけにこたえて地域で共同の輪に加わりたいたいと思った。

学習会「パワハラ防止法をユニオン活動にどう活かすか」報告

女性ユニオン名古屋 石田好江

法律に縛られないユニオンの出番！



2月9日、「イーブルなごや」において、「いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター」代表の千葉茂氏をお迎えして、職場のハラスメントを考える学習会を開催しました（市民の会は共催団体）。6月からパワハラ防止が企業に義務付けられる中での学習会ということもあって、40名近い参加者があり、講演終了後も熱心な議論が交わされました。以下は、その概要です。

AFTERではなくBEFOREの対策が大切

千葉氏は冒頭、「危険だ・安全だ」「違法だ・違法ではない」の議論が起きるといふ段階は既に「危険」「違法」の状態にあるという認識をもつことが大事であり、私たちに求められるのはコトが起きる前の対策であると強調しました。

パワハラ防止法の危険性

法律におけるパワハラの定義は①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素をすべて満たすものと、普通の労働者の感覚とはかけ離れた狭いものになっています。さらに指針は具体例を挙げていますが、例えば指針が「労働者の就業環境が害される」精神的な攻撃として挙げているのは、「脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言」に限っています。千葉氏は、これは明らかな「暴力」であって、それ以外を「違法性がない」ものにする極めて危険な定義であると指摘します。既に、相談の現場ではこれが適用され、言葉によるいじめを弁護士が「法に触れるものには至っていない」という判断をしているとのこと。それだけでなく、これに乗っかることで、使用者の「ここまでは容認される」の都合のいい線引きがさらに拡大されていくと、千葉氏はこの法律を活用することへの危険性を警告します。

労働組合の団交・交渉においては、合法・違法だけでなく、労働条件整備（働きやすい職場づくり）としての正義・不正義、正当・不当などの判断が含まれています。千葉氏は、

こういう法律の限界を超えるところにこそ、ユニオンの出番があると述べ、以下の取り組みが必要であると指摘します。「いじめ・パワハラを生む職場環境の劣化は、労働者が気づかないうちに深化する。そうさせないためには、早期発見・早期対応と『見て見ぬふり』をなくすことが重要である。とくに『見て見ぬふり』は自分の正義感や倫理観を傷つけることから、結果的に職場の閉塞感やストレスを高め、同じ職場で働く仲間同士の信頼感を損ない、職場を悪化させていくことに繋がる。発生した後のハウ・ツーではなく、いじめは構造的におきることを自覚し、発生した問題の背景や可視化していない問題に目を向け、深化に敏感な職場環境を作ることが重要である」。

講演終了後の質疑応答では、「ユニオンでは、厚労省が示した6つの行為類型を使って交渉しているが、それはやめた方がいいのか」という質問に対して、千葉氏は「この類型に収まらない多様なハラスメントがあるため限界がある。むしろ、労働契約法上の安全配慮義務を使う方が包括的であり有効である。ユニオンもこれから労働契約法の使い方を考えるべきではないか」と提案しました。千葉氏の講演を踏まえ、コミュニティユニオン・東海ネットワークとしてもいじめ・パワハラにどう取り組むべきか引き続き考えていくことを合意し学習会を終了しました。

活発な意見で盛り上がったコミュニティユニオン 東海ネットワーク交流会議

2020・1・25 13時～16時、東別院会館

参加団体：14団体＋全国ネット

参加者：31名

愛知、静岡、三重、岐阜の4県から14の組織、30余の方々が集まりました。コミュニティ・ユニオン全国ネットワークは「残業しなくても生活できる賃金を！最低賃金今すぐ全国どこでも1000円に！そして時給1500円をめざそう！」を合言葉に運動を組んでいくことを確認しました。又今年の合宿交流を岐阜市内で7月に行うこと、来年静岡で行う500人規模の全国交流集会について既に実行委員会が発足して、会場に県立大学を予定し、若者との交流の場を設けて次世代を育てることなどテーマを掲げています。発言から直面している課題を記しました。

発言概要：

*岐阜では、外国人労働者問題、とりわけ実習生の劣悪な労働実態に対処するために25人ほど収容できるシェルターを開設した。全国からひっきりなしに相談がある。財政面で民間の有志の支援も受けながら専従者において対処している。関東（栃木）にも小規模のシェルターを開設した。これまでに300人を保護した。労災、うつ等も増えてきている。7月の合宿時にシェルター見学を組み込みたい。

*中小企業の倒産が20%にも及んでいる。倒産した後大企業に資源が集中し田舎の衰退が著しい。平成30年間で社会は根本的に変わった。独占の支配力が末端の消費者のところまで達している。全国一律最賃制は国民的な課題。運動の構築のために集团的労使関係の再構築が求められる。（岐阜一般）

*全国交流集会は2021年11月に静岡市



で行う。会場は上記のように県立大で進めている。2月1日に第1回実行委員会を静岡国労会館で行う。地域の諸団体、浜岡原発反対運動組織等にも呼びかける。なお、静岡ふれあいユニオン事務所をJR静岡駅南口前の国労会館8Fにうつした。列車からも看板が見えるようにしたい。（静岡）

*「ビジネスと人権」集会に取り組んでいく。最終的な目的は消費者の意識を変えていくことにあるシャープにたいするインパクトも念頭に置いている。当会地域外国人支援ネットワークとも連携をとって進めたい。7月に津市で開催予定。人権活動諸団体にも呼びかける。なお、岐阜一般は外国人労働者（技能実習生）の権利・保護で企業をせめる武器として取り組みを考えている。

*日弁連会長選に愛知の川上弁護士が立候補する。オリンピック法律事務所は川上夫妻（弁護士）と原弁護士が担っている。原弁護士は企業代理人、東海地域で悪名をはせている。多くのユニオンが経験している。実習生を酷使している会社経営者は団交を申し入れるとすぐ原弁護士に相談する。企業と労働者を食い物にしている悪質きわまる弁護士だ。当会として川上弁護士の出馬に関し抗議文を検討したい。（名古屋ふれあいユニオン）

*愛知の労働委員会は極めて反動的だ。本来労働者・労働組合の為に活動すべきであるが委員の選出も極めてずさんになっており事

務局の姿勢も看過できない。(名古屋シティーユニオン竹久)。この事態に対して岐阜県労働委員会委員を務めている北島さん(岐阜一般委員長、「連合」)から「岐阜の場合、議事録などはこちらが求めるまでもなくすぐ送ってきてくれる。事務局はわかまえている。愛知の場合はきわめて異常としか言いようがない、全国的にも問題だ」と指摘があった。広岡さん(ユニオンみえ)から「職員が口を出すという傾向が強まっている。具体的な事例をあげて改善申し入れを行う。議会に改善を申し入れることも考えたい」等意見が出された。

*労働組合運動が全体として低迷している中、社会的にユニオン活動を位置づけ市民社会との結びつきをつくっていく組織を検討している。6月ごろに試案を出したい。「ユニオンと連帯する市民の会」との連携も考えたいという提案があった。(広岡)

*岐阜の合宿で「関生弾圧問題」を取り上げてほしいという関生東海の会(近森)の提案に対して、認識の共有は大事なテーマなので取り上げることになった。

終了後、金山の居酒屋で15人が参加して懇親会をおこなった。 近森泰彦

安倍政権の打倒を誓い合った「人民の力 新春の集い」

東海民衆センター 佐伯昭二

去る、1月18日、名古屋市内で今回で22回目となる「人民の力 新春の集い」を開催しました。「ユニオンと連帯する市民の会」の皆さんをはじめ、71人の労働者・市民の方に参加していただき盛会に過ごすことができました。

この度、近藤泰彦さんから原稿依頼があり、その内容を簡潔に投稿させていただきます。

「人民の力」というのは、東海民衆センターの会員のほとんどが加入している政治組織名であります。私たちの出自は国労です。当初は社会党(社青同)に加入していたわけですが、「社会党は革命政党ではない」ことから、はっきりし路線対立も鮮明になったことから、1971年、新たに全国組織「人民の力」を結成したわけです。発足当初は当時の国労指導部(社会党民同派)から、組合統制処分などの様々な攻撃を受けましたが、それらに負けることなく国鉄の「分割・民営化」攻撃を闘いぬいてきました。

「人民の力」結成以降は、国鉄労働運動を基軸に据えながら様々な社会的課題・在日朝

鮮人指紋押捺拒否闘争、在日韓国人政治犯救援運動、金大中救出運動、徳山ダム建設反対運動、ゴルフ場建設反対運動、長良川河口性反対運動、愛知万博反対運動、沖縄連帯運動、日韓労働者連帯運動など不十分ながらも追求してきました。そのような活動を担う団体として「東海民衆センター」という名称で、いろんな皆さんとお付き合いをさせていただきました。今日までくることができました。

そして1998年の1月に「第1回 人民の力 新春の集い」を名古屋市内で開催しました。これは私たちが国労運動から、地域の民衆運動、市民運動に参画していく中で、実に多くの分野の個人、団体の皆さんと知り合いになり、その優れた活動をしている人たちや団体が思想・組織の違いを乗り越えて「一つの場」

に集うことができ、この愛知県・岐阜県・三重県の民



衆運動がさらに発展できるのではないかと
思い立ち、この「集い」を計画したわけ
です。

それから22年間、連続して開催するこ
うことができました。年回、いろんな活動している
個人・団体の皆さんが参加してくれることによ
って、思想・組織の枠を超えて少なからず
や連帯・交流ができて「場」を提供でき
ているのではないかと自責しているわけ
です。

この「集い」の接待は私たちの仲間による
手作り料理です。前日は泊まり込みで料理を
仕込み、当日も早朝から準備します。「参加
者は座っているだけでいい」としてとても好
評です。とくに女性の参加者は喜んでくれま
す。出し物としてそれぞれの参加者が、バン
ド演奏、日本舞踊、三線演奏、歌などでとて
も賑やかで、あっという間に三時間がたっ
てしまいます。参加者にはほぼ全員の方に一
口スピーチをしてもらいます。今年は「ユニ

オンと連帯する市民の会」の皆さんが7人も
参加していただき盛り上げてくれました。あ
りがとうございました。ある参加者は「最
近インターナショナルを歌う機会がない。俺
はインターを歌いたいためにこの『集い』に
参加している」などと嬉しい言葉もいただ
いています。「集い」の最後は全参加者がスク
ラムを組んで「インターナショナル」の大
合唱です。今後もこの「集い」を続けたいと
思います。ユニオンの皆さんも多数の参加を
これからもお願いします。今回スピーチを頂
いた人のほとんどが「今年こそ安倍政権打
倒しよう！」と訴えました。安倍政権打倒へ
の総決起の
場となった
「新春の集
い」でした。



編集後記

昨年春より、17号～20号の編集長を務めることになりました。この間「関西生コン労組」に対する不当な弾圧が大きな焦点となっており、「結」では弾圧が始まった初期の段階から、この弾圧の危険性・問題点を提示してきました。

その結果、愛知においては「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会」の結成に寄与したと自負しています。しかし、「関西生コン労組」の弾圧は終わったわけではありません。この問題に対してきちんと宣伝していく必要があると思います。

また、今年のコロナウイルスの拡大を利用して「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」が野党の協力を得て成立しました。これにより国民の自由や権利の制限につながる「緊急事態宣言」を首相が発令できるようになります。この法律は、絶大な法的効果のわりには要件が明確ではありません。今後この危険性についても、私達はきちんと宣伝する必要があるのではないのでしょうか。

植木 日出男

■□ 事務局連絡先 □■

〒456-0006
名古屋市熱田区沢下町9-3
労働会館本館306号 健康センター内
Tel&(fax) : 052-883-6966(6983)
メール : sfl7wtq@tg.commufa.jp

ユニオンと連帯する市民の会

お願い！ 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

1部 100円

本年度の会費・カンパ
の振込をお願いします

振込先

郵便振込

口座番号 : 00820-7-169123